



インドネシアにおける資源・エネルギーの権益譲渡等に関して政府承認取得等を義務付ける新規制の導入

執筆者: Mark Tudor、紺野 博靖、大槻 由昭、勝部 純、Natasha Amalia Sebayang

権益譲渡等に関する突然の規則の制定及び変更

2017年7月17日に、インドネシア共和国のエネルギー・鉱物資源省(MEMR: Ministry of Energy and Mineral Resources)は、突如として「エネルギー及び資源鉱物分野における事業活動の監督に関する規則 2017年第42号」(以下「旧規則」という。)を発出した。旧規則は直ちに発効し、MEMRの事前承認又はMEMRへの通知が必要となる事項を拡大し、エネルギー及び鉱物資源分野の事業者に対する監督を強化した。旧規則は、大要、以下の事項に関してMEMRの事前承認又はMEMRに対する通知を要する旨を定めていた。

- (i) 上流の石油・ガス事業者による権益譲渡
- (ii) 以下に該当する事業者等の株式譲渡又は取締役会・監査役会(コミサリス会)の構成の変更
 - a. 上流の石油・ガス事業者
 - b. 下流の石油・ガス事業者
 - c. 電気供給事業のライセンス保有者
 - d. 採掘事業のライセンス保有者

しかし、旧規則に対しては、業界からの厳しい批判を受けることとなり、その結果、MEMRは、2017年8月3日に、旧規則に代わる新たな規則として「エネルギー及び資源鉱物分野における事業活動の監督に関する規則 2017年第48号」(以下「新規則」という。)を発出し、同時に旧規則を廃止した。新規則は、以下に述べるように、旧規則におけるMEMRの承認及び通知の要件を緩和している(ただし、以下に述べる通り、上流の権益譲渡又はPSCコントラクターの支配権の移転に関して、MEMRの事前承認

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

を要するという旧規則の建付け自体は、新規則においても維持されている点に留意願いたい。)

新規則下における上流の石油・ガス事業者に対する監督規制

1. 上流の石油・ガス権益の譲渡

インドネシアにおいては、上流の石油・ガス事業者はインドネシア政府との間で生産物分与契約(PSC: Production Sharing Contract)を締結して上流の石油・ガス権益を取得している(以下、かかる上流の石油・ガス事業者を「PSC コントラクター」という。)。新規則においては、旧規則と同様に、PSC コントラクターが PSC に基づく上流の石油・ガス権益を譲渡するにはエネルギー・鉱物資源省の事前承認を取得を要するとされている(この点は多くの既存 PSC における規定と一致している。)

PSC コントラクターが上流の石油・ガス権益を譲渡しようとする際には、PSC コントラクターは、以下の申請書類と共に SKK Migas¹を通じて、MEMR に対して書面による申請を行うものとされている。

	申請書類	留意点
(a)	権益の譲渡人と譲受人の間の権益譲渡に関する契約書(譲渡証書)の写し	譲渡証書の様式により、下記(g)の権益譲渡契約書とは別途準備する必要がある。
(b)	権益の譲受人の設立証書の写し	
(c)	権益の譲受人の株主名簿の写し	
(d)	権益の譲受人の会社概要及びその親会社(もしあれば)の会社概要	
(e)	(i)権益の譲受人、又は(ii)譲受人が設立後 3 年に満たない場合には譲受人の親会社の過去 3 年分の財務諸表(いずれも公認会計士により監査済みのもの)	
(f)	譲渡対象の権益持分の価値の報告書(権益譲渡人及び権益譲受人により署名済みのもの)	譲渡価格に関する当事者間の合意を明確に述べる書面である。
(g)	権益譲渡に係る譲渡契約書その他の契約書類	譲渡契約書が外国語で締結されている場合はインドネシア語訳が必要となる。
(h)	データの使用に関するライセンス	
(i)	守秘義務契約書	
(j)	権益の譲受人の組織図	
(k)	権益の譲受人及びその経営陣のインドネシア国納税者番号	

SKK Migas 長官は、PSC コントラクターからの申請の受領から 14 営業日以内に、当該権益譲渡に関する検討結果を MEMR に対して報告し、MEMR は、当該報告の受領から 14 営業日以内に当該申請を承認するか否かを決定するものとされている。

なお、ノンオペレーターである PSC コントラクターは、SKK Migas の従前の運用に従い、当該申請につき、PSC コントラクター自身ではなく、プロジェクトのオペレーターを通じて行うよう SKK Migas から指導される可能性がある点に留意が必要である。

2. PSC コントラクターの支配権の移転(チェンジ・オブ・コントロール)

多くの PSC は、PSC コントラクターの支配権の移転(チェンジ・オブ・コントロール)に関して MEMR の承認が必要であるとは明示的に定めていないが、新規則は、旧規則と同様、PSC コントラクターに対する「直接的支配権の移転」をもたらす株式譲渡につい

¹ SKK Migas は、上流の石油・ガス事業活動の監督の実施に関する大統領令 2013 年第 9 号に基づいてインドネシア政府により設立された機関であり、MEMR の監督下で上流石油・ガス事業活動の管理を行う特別タスクフォースである。

ては MEMR の事前承認を要すると明記している。重要な点は、この承認要件が、今後締結される PSC のみならず、既存の PSC に対しても適用される点である。

新規則において、「直接的支配権」とは、「ひとつ上のレベルの親会社による議決権付株式の過半数保有を通じた直接的な支配権」と定義されている。この点、新規則においては、PSC コントラクターの関係会社（親会社等）に対する株式譲渡について特段の除外規定が置かれていないため、新規則の規定を厳格に解釈すると、PSC コントラクターの関係会社に対する株式の譲渡であっても（すなわち、グループ内の組織再編の場合であっても）、「直接的支配権の移転」に該当する場合には、MEMR の事前承認を要すると解される可能性がある点に留意が必要となる。

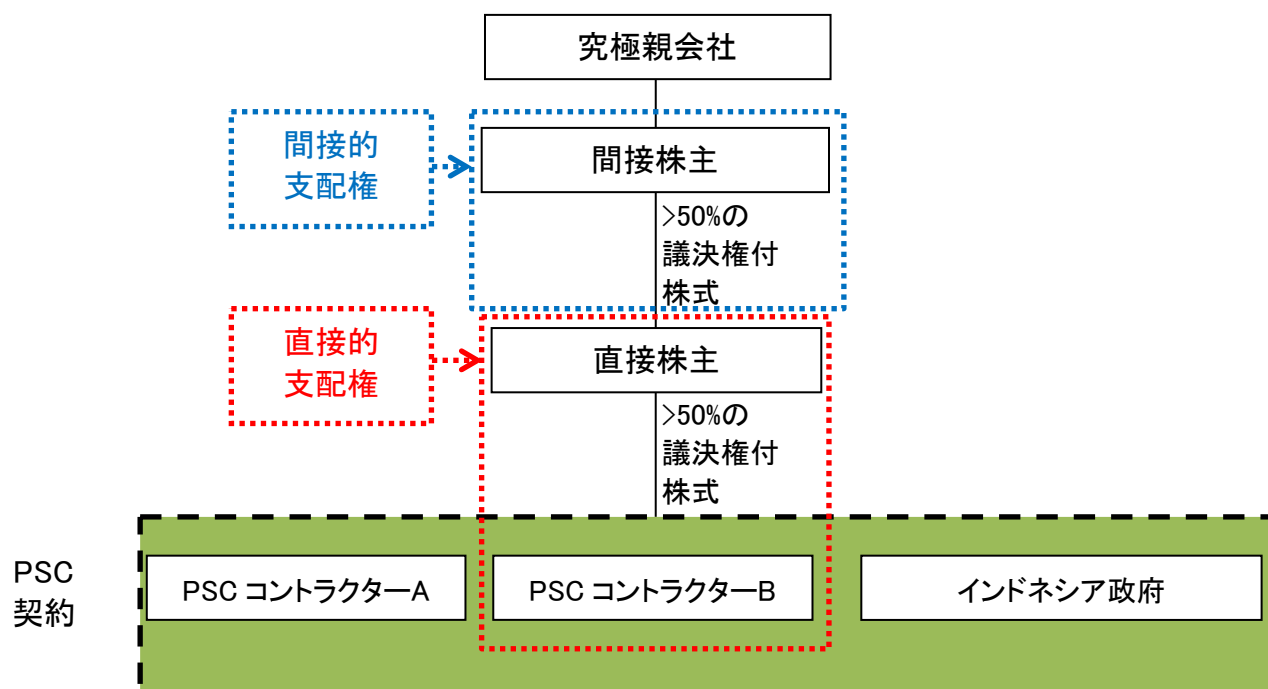
PSC コントラクターに対する直接的支配権の移転が生じる場合、当該 PSC コントラクターにおいて、以下の申請書類と共に SKK Migas 長官を通じて MEMR に対して書面申請を行うものとされている（当該 PSC コントラクターの支配権を取得する株主が申請主体ではない点に留意を要する。）。

	申請書類	留意点
(a)	PSC コントラクターの議決権付株式（以下単に「株式」という。）の譲渡人と譲受人の間の株式譲渡に関する契約書（譲渡証書）の写し	譲渡証書の様式により、下記(g)の株式譲渡契約書とは別途準備する必要がある。
(b)	株式の譲受人の設立証書の写し	
(c)	以下の事項を含む株式の譲受人の株主名簿の写し 1. 株式の譲受人の株主 2. 株式の譲受人の究極株主	
(d)	株式の譲受人の会社概要及びその親会社（もしあれば）の会社概要	
(e)	(i)株式の譲受人又は(ii)（株式の譲受人が設立後 3 年に満たない場合には）株式の譲受人の親会社の過去 3 年分の財務諸表（いずれも公認会計士により監査済みのもの）	
(f)	譲渡対象の株式の価値の報告書（株式の譲渡人及び譲受人により署名済みのもの）	譲渡価格に関する当事者間の合意を明確に述べる書面である。
(g)	株式譲渡に係る譲渡契約書その他の契約書類	譲渡契約書が外国語で締結されている場合はインドネシア語訳が必要となる。
(h)	株式の譲受人の組織図	
(i)	株式の譲受人及びその経営陣のインドネシア国納税者番号	

前記の上流の石油・ガス権益の譲渡の場合と同様、SKK Migas 長官は、PSC コントラクターからの申請の受領から 14 営業日以内に当該支配権の移転に関する検討結果を MEMR に対して報告し、MEMR は、SKK Migas 長官からの報告の受領から 14 営業日以内に当該申請を承認するか否か決定するものとされている。

なお、前記の上流の石油・ガス権益の譲渡と同様、PSC コントラクターがノンオペレーターである場合には、当該申請につきプロジェクトのオペレーターを通じて行うよう SKK Migas から指導される可能性がある点には留意が必要である。

他方、「間接的」な支配権の移転をもたらす株式譲渡の場合（例えば、親会社が子会社を通じて PSC コントラクターである孫会社の株式を間接保有している場合において、親会社が当該子会社の過半数株式を譲渡するような場合）、PSC コントラクターは、MEMR に対して書面で報告を行う必要がある。



3. 取締役会及び監査役会(コミサリス会)の構成の変更

旧規則は、PSC コントラクターの取締役会・監査役会(コミサリス会)の構成の変更には MEMR の事前承認を要するとしていたが、新規則は、かかる要件を緩和し、石油天然ガス総局(DGOG: Directorate General of Oil and Gas)を通じて MEMR に対して報告すれば足りるものとされた。

新規則下における、その他のエネルギー・鉱物資源関連事業に対する監督規制

上述した上流の石油・ガス事業に対する監督規制の緩和に加え、新規則は、下流の石油・ガス事業、電気事業、地熱事業、採鉱事業などに関する監督も緩和している。例えば、旧規則は、下流の石油・ガス事業者の過半数株式の移転及び取締役会・監査役会(コミサリス会)の構成の変更について MEMR の事前承認を要するとしていたが、新規則においては、これらの事項は、DGOGを通じて MEMR に対して報告すれば足りることとされた。

まとめ

PSC コントラクターは、保有する上流の石油・ガス権益の全部又は一部を譲渡しようとする際、MEMR の事前承認が必要となることを考慮する必要があり、かかる承認の取得を権益譲渡取引実行の前提条件にする等、譲渡契約において手当てする必要がある。

また、PSC コントラクターとその株主は、PSC コントラクターに対する直接的支配権の移転についても事前承認が必要であることに留意する必要があり、かかる承認の取得を株式譲渡取引実行の前提条件とする等、譲渡契約における手当てを検討すべきである。

さらに、PSC コントラクターは、MEMR に対する通知が必要となる他の取引や行為がある点にも留意し、かかる通知を速やかに行う必要がある。

新規則は、旧規則において不明確であった点がある程度明確化し、簡素化した面はあるものの、MEMR 新規則の規定においても未だその解釈等に不明確な点が残っている。さらに、MEMR や SKK Migas において、承認手続の運用が未だ固まっていないことから、かかる事前承認の手続には(事前相談手続も含めて)相当程度の時間を要することを予期しなくてはならないと思われる。

歴史的に見ても、インドネシアにおけるエネルギー・鉱物資源分野の規制体系は、唐突に大きく変更されることがあるため、外国の投資家は、インドネシアにおける同分野の規制の状況を絶えず注視し、都度、適切な法的アドバイスを求める必要がある。



マーク チューダー
Mark Tudor

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
m.tudor@jurists.co.jp

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に外向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへのリーガルサービスの経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.konno@jurists.co.jp

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。その間、各国の石油天然ガス、金属鉱物の探鉱開発案件に携わる。2010-2012年プリズベンのクレイトン・ユッツ法律事務所Energy & Resources部門出向。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年-2017年独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「LNGの売買契約(SPA)の主要条項について」(石油開発時報No.190)



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 弁護士
j.katsube@jurists.co.jp

2006年 弁護士登録、2013年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年 ニューヨーク州弁護士登録、2017年 カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年 三井物産株式会社法務部アジア・大洋州室 出向。その間、豪州、インドネシア、マレーシア等のアジア・大洋州各国における様々な資源・エネルギープロジェクトを手掛ける。近時はLNG開発プロジェクト、鉱業プロジェクト、FPSOプロジェクト等への法的アドバイス等に従事。近時の論文に「LNG市場の流動性の高まりとLNG売買契約への影響その他法的留意点」等。



ナターシャ アマリア セバヤン
Natasha Amalia Sebayang

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー
natasha.sebayang@jurists.jp

2017年から当事務所のシンガポール事務所に所属し、インドネシアにおける一般企業法務、リストラクチャリング、訴訟・仲裁の紛争案件を手掛ける。インドネシアのアタマ・ジャヤ・カトリック大学を卒業、2009年にマレーシアのマラヤ大学で法学修士(LL.M.)取得した後、2010年にインドネシア弁護士登録。また、2016年からはインドネシアの管財人および財産管理人として登録している。前職では鉱業、天然資源および石油・ガスの分野における顧客へのリーガルアドバイスの経験を有する。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。